

## 第4章

### 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 1 母子保健
- 2 子育て支援
- 3 幼児教育
- 4 保育
- 5 認定こども園
- 6 放課後の居場所
- 7 児童相談所
- 8 社会的養護
- 9 ひとり親家庭支援
- 10 障害児支援

第3章で掲げた事業を支えるのは、専門職に加え、子育て経験者やボランティアなど、地域で活動する様々な人材です。

これらの人材の確保・資質の向上は、一義的には事業者の責務ですが、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために必要な人材の確保・資質の向上は、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあります。

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

平成30年1月には、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび(webサイト)」を立ち上げました。今後は、福祉分野に多様な人材を確保するため、福祉職場に関心のある方にシステムへの登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信していきます。

## 1 母子保健

---

子供と子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援するためには、全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わり、各家庭の状況や子育て支援のニーズ等を把握し、適切な相談支援やサービス提供を行うことが必要です。

また、必要に応じて、関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援につなげることも求められます。

区市町村の保健所・保健センターにおいては、こうした妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するための人材の確保・育成が求められています。

### <取組の方向性>

区市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、区市町村における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を支援します。

また、実際の取組の参考となるよう、区市町村担当者の連絡会を開催するなどし、各区市町村の取組の状況に関する情報提供なども行います。

## 2 子育て支援

---

子供家庭支援センターは、すべての子供と子育て家庭にとって、第一義的な相談窓口であり、ニーズに応じた適切なサービスの提供・紹介や、地域のネットワークの連絡調整を行うなど、地域における子育て支援の中心的な役割を果たす必要があります。

虐待対応や関係機関調整、地域の実情に応じた社会資源の開発などを総合的に行える人材の確保・育成が不可欠ですが、区市町村により、職員の配置や経験年数など、組織の体制にはばらつきがあり、対応力の強化が求められています。

子育てひろばについては、地域で子育て家庭が孤立しないよう、親同士の交流や、保護者に寄り添う相談支援等を適切に行うことができる職員を育成する必要があります。また、今後は、地域支援や利用者支援の役割も果たせるような人材の育成が必要です。

区市町村で実施している子育て支援策には、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業等の預かり型の事業や、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの訪問型の事業、その他、支援を必要とする家庭に向けた様々なサービスがあり、こうした支援策を確実に実施するために必要な人材を確保・育成する必要があります。

利用者支援事業において、妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、これを担う人材を育成する必要があります。

小規模保育、家庭的保育、企業主導型保育、学童クラブ、子育てひろば事業、利用者支援事業等の各事業を確実に実施するために、保育士等の有資格者に加えて、保育や子育て支援分野で活躍できる「子育て支援員」の確保・育成が必要です。

### <取組の方向性>

都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や精神保健分野の理解を深める講義、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。

相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援するとともに、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上や専門性の確保を図るため、引き続き、講習会を開催します。

子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な子育て支援員研修を実施します。

預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、より質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。

---

ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に子育てに関する研修の受講を義務付け、提供会員の質と量を確保する取組「とうきょうチルミル」を開始します。

利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。

子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。

地域における様々な子育て支援サービスのレベルアップを図るため、各事業の従事者を対象にグループワーク型の研修や連絡会を区市町村の枠を超えて実施し、情報共有や意見交換、ネットワーク形成を支援します。

### 3 幼児教育

---

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、

都は質の高い幼児教育が提供されるよう区市町村や事業者を支援していきます。

### (1) 人材の確保

幼稚園において幼児の教育に直接携わる教諭は、幼稚園教諭免許状を保有している必要があり、免許状の授与件数は、毎年、約 5,500 件 から約 6,000 件 で推移しており、平成 26 年度の東京都内の国公私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭は、10,754 人 です。

幼稚園教諭の必要数についても概ね、これまでと同程度で推移すると見込まれます。

#### 幼稚園等利用の量の見込み

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
(3月末に向け集計中)人	(3月末に向け集計中)人

注：上記の人数は、区市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」のうち、1号認定の合計数。

#### <取組の方向性>

- 引き続き幼稚園教諭免許の特例制度<sup>1</sup>について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

### (2) 資質の向上

教育公務員特例法に基づき、東京都教育委員会は、公立の新規採用幼稚園教諭研修や10年経験者研修を実施してきました。

また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続や乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の実施など、幼稚園、保育所及び認定こども園における質の高い幼児教育を支援してきました。

公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会では、東京都と共催で行う新規採用教員研修会や、中堅、管理者といった職層別の研修会のほか、教育研究大会や公開保育、教員免許状更新講習など、教職員の専門性を高めるための取組を積極的に展開しています。

いずれも、国公私立幼稚園や公私立保育所、認定こども園の教職員など、都内の幼児教育に関わる教職員が広く参加できる説明会や研究協議会を実施しています。

## <取組の方向性>

幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公私立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、教員と保育士が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。

専門的・広域的な観点から、教員や保育士等を対象とした就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた講座・説明会の開催等、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していきます。

- 1 幼稚園教諭免許特例制度：保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、幼稚園教諭免許状を取得しやすくする制度

## 4 保育

---

保育サービスの提供に当たっては、保育士、家庭的保育者、子育て支援員など、様々な人材が必要です。

また、障害のある子供や食物アレルギーのある子供など、特に配慮が必要な子供に適切に対応するためには、専門的な知識や技術を有する人材が必要になります。

さらに、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、保育所をはじめとする保育の現場には、保育サービスの提供だけでなく、在宅の子育て家庭も含め、保護者に対する支援も求められるようになっていきます。

### (1)人材の確保

#### 保育士

平成31年度末の待機児童解消のためには、平成29年度中に整備する保育サービスと合わせて60,000人分の拡充が必要です。

このために必要となる保育士数は、離職率等も考慮して試算すると、約30,000人になります。

## 保育サービスの整備目標と保育士の必要見込数

(各年4月1日現在の対前年比)

	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	平成 32 (2020)年
保育サービス 利用児童数	(14,192)人	(16,003)人	18,000人	21,000人	21,000人
保育士数	-		30,000人		

### <取組の方向性>

必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかわる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、保育従事者向けの宿舍借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組めます。

また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。

あわせて、保育士等キャリアアップ研修支援事業により、技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援します。

保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深めます。

### その他の保育従事者

家庭的保育者や子育て支援員を必要とする主な保育サービスは区市町村認可によるものが多く、区市町村が保育サービスの拡充のスケジュールに合わせて計画的に研修を実施していくことが求められます。

### <取組の方向性>

区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、平成 27 年度から制度化された子育て支援員研修を実施していきます。

居宅訪問型保育を担う人材を確保するため、ベビーシッター団体と連携してベビーシッターの養成研修を実施します。

---

保育現場における人材不足の解消に向けて、高齢者や主婦等の積極的雇用を行うため、都の子育て支援員研修受講者等に対して、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」への登録を促進していきます。

## (2) 資質の向上

すべての子供の健やかな成長に資するよう、保育従事者の資質を高め、質の高い保育及び地域の子育て支援を提供することが求められます。

### < 取組の方向性 >

事業者や区市町村による研修実施を支援するとともに、受講促進に向けた環境を整備します。

また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。

障害児やアレルギー児への対応、保護者対応といった新たな課題などに対応するための研修を実施していきます。

特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。

あわせて、研修受講の機会を広げるため、都による研修の実施とともに、区市町村による研修実施や、研修受講促進の取組を、引き続き支援していきます。

保育の質の維持・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。

## 5 認定こども園

---

平成27年4月からスタートした新たな幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を有する保育教諭の確保が必要ですが、都内の幼稚園及び保育所における両資格の併有者の割合は、7割となっています。



国は、法施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の資格を有していれば良いこととするとともに、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」<sup>2</sup>を実施しています。

これに対し、都では、新たな幼保連携型認定こども園における教育・保育が適切に実施されるよう、少なくとも学級担任は幼稚園教諭であること、また、保育を必要とする児童を保育する者は、3歳以上児についてはその6割以上、3歳未満児については全員が保育士資格を有することを求めています。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、保育教諭の資質向上も必要です。

### <取組の方向性>

都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を提供する取組を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら推進します。

2 「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」：新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得ができる。(文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施)

## 6 放課後の居場所

---

子供たちの放課後の居場所を確保するため、区市町村では、学童クラブや放課後子供教室の整備・拡充に必要な人材を確保する必要があります。

学童クラブでは、障害児など特に支援を必要とする児童や、新制度開始により新たな利用対象となる高学年児童にも適切に対応できるよう、職員のスキルアップが不可欠です。また、支援を必要とする児童などに適切に

対応するため、保護者、学校、地域との連携が求められています。

新制度開始に伴って定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、児童の対応にあたる「放課後児童支援員」の資格要件として、都道府県知事が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の修了が必須になったことから、都としてはこれを確実に実施し、職員の確保及び資質向上に努める必要があります。

また、学童クラブと放課後子供教室が、国が定めた「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進められるよう、人材育成についても、福祉部門と教育部門の連携を強化する必要があります。

### <取組の方向性>

学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を確実に実施しています。現在、学童クラブに従事している者が引き続き学童クラブで支援員として従事するためには、平成 31 年度までに当該研修を修了する必要があるため、計画的に研修を実施しています。また、子育て支援員研修においても、放課後児童支援員の補助者を養成します。

放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。

「放課後子ども総合プラン」の実施に向け、福祉部門と教育部門の一層の連携を図るため、推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方等の協議を行うとともに、両事業の従事者が共に参加できる研修を毎年度確実に実施するなど、一層の相互理解と資質向上を目指します。

## 7 児童相談所

---

児童相談所における虐待相談件数が年々増えています。中には、保護者対応等が困難な事例や、重篤化する危険性が高い事例、居住実態が把握できない事例なども含まれており、対応に苦慮するケースも少なくありません。

都はこれまでも、児童福祉司や児童心理司など、児童虐待対応の中心となる職員を着実に増やしていますが、虐待に適切に対応していくためには、

引き続き、体制の強化や職員の育成が求められています。

また、児童福祉司は、職員の増員等により、経験年数の少ない職員が増えており、困難事例等への対応力の向上が必要となっています。

#### <取組の方向性>

児童虐待の対応力の更なる向上に向け、児童福祉司や児童心理司を増員するなど、児童相談所の一層の体制強化を図ります。

児童福祉司や児童心理司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実等により、複雑困難な事例に対応できる職員の育成に取り組めます。

## 8 社会的養護

---

社会的養護を必要とする子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。児童の多様なニーズに応え子供たちを適切に支援するためには、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。

児童養護施設や乳児院において専門的な支援や養育の質の確保を図るためには、職員の確保・育成及び定着支援に向けた法人・施設の自主的な取組や体制の確立が重要です。

また、養育家庭等においても、委託される児童の状態に合わせた養育の質の向上が必要です。

#### <取組の方向性>

法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。

また、施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別で丁寧な指導が出来るよう施設に担当職員等を配置したり、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。

養育家庭等の研修体系については、必修研修に加え、養育上の様々な課題に対応する知識・技術を得られる実践的な研修を実施し、養育力の向上と安定した委託の推進を図ります。

## 9 ひとり親家庭支援

---

ひとり親家庭が抱える課題は、就労から生活や子育て等多岐に渡っています。ひとり親家庭が、地域で自立した生活をしていけるよう、相談の内容から課題を的確に把握し、必要な支援につなげることが求められます。

地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っているのは、各区市の母子・父子自立支援員ですが、その平均勤続年数は約3年となっており、経験やノウハウが蓄積されにくい状況にあります。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要となっています。

### <取組の方向性>

都は、広域的な立場から、母子・父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。

## 10 障害児支援

---

### (1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

保育所や学童クラブ等において、障害児の受入が進んでいますが、障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、その他の子育て支援策においても、職員の専門性を向上させる必要があります。

### <取組の方向性>

保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

### (2) 障害児の支援を担う人材の養成・確保

障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、障害児支援については、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期か

ら学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の構築が必要です。関係機関の連携の下、ライフステージに応じた適切な支援を行っていくために、障害児の相談支援体制の整備が重要となっています。さらに、平成24年4月の児童福祉法改正により、障害児施設・事業の体系が再編されるとともに、新たに障害児相談支援が制度化されました。障害児通所支援のすべての利用者について障害児支援利用計画が作成されるよう、相談支援体制の整備を計画的に進める必要があります。

発達障害児（者）支援については、乳幼児期における保健センター、保育所・幼稚園等や児童発達支援事業所等の関係機関による連携や、心理職等による家族、保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組が、各区市町村において進んできています。

重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）について、障害特性等に応じた支援を提供できる人材の育成と確保の促進を図ることが課題となっています。

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を一層実施できるよう、学校における指導・支援体制の整備や指導内容・方法の充実等が、重要な課題となっています。中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、極めて重要です。

### <取組の方向性>

障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携の下で、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるよう、都は、相談支援専門員の養成を着実に進めます。

発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、発達障害児（者）支援に携わる区市町村や相談支援事業所等の職員、医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていきます。

また、同じ発達障害のある子供を持つ親が相談相手となって悩みを共感したり、自分の子育て経験を通して子供の関わり方などを助言するペアレントメンターを養成し、悩みや不安を抱える家族への適切な支援に結びつけることで、家族支援体制の整備を図ります。

重症心身障害児（者）施設等で働く看護師については、経験に応じた専

門研修を実施してレベルアップを図るとともに、認定看護師資格取得の機会の提供を行い、育成と定着を促進していきます。また、重症心身障害看護の特徴や魅力を発信し、都内の療育センターの人材確保に資するために、看護大学や看護専門学校において説明会を実施します。

在宅の重症心身障害児(者)の健康を支える上で重要な役割を果たす訪問看護ステーションの看護師について、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する研修及び訪問実習を行います。

地域で医療的ケア児の支援に関わる関係機関の職員に対しては、医療的ケア児についての基本的な理解を促す研修を行います。また、医療的ケア児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業を実施します。

特別支援教育がすべての学校において実施されるよう全都的な視点に立って人材の育成と確保を進めていきます。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応えて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、すべての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図っていきます。